

教育委員会 1月定例会会議録（要旨）

招 集 月 日	平成27年1月14日（水）	
招 集 場 所	瀬戸市学校給食センター 会議室	
出 席 委 員	委員長 水野 教雄 委 員 加藤 雅人 委 員 加藤 智子	委員長職務代理者 松本 恵美子 委 員 加藤 高明 教 育 長 深見 和博
欠 席 委 員	梶田 俊裕	
議案説明のため に出席した職員	教 育 部 長 学校教育課長 学校教育課主幹 学校教育課専門員（給食） 図 書 館 長 交流学び課長 文化課長 地域活動支援室長	加藤 泰 加藤 都志雄 早川 寿 阪本 有一 鈴木 肇 藤井 邦彦 服部 文孝 中桐 章裕
書 記	学校教育課課長補佐 熊谷 由美	
傍 聴 人 数	1名	
開 会 時 刻	午後1時45分	
閉 会 時 刻	午後2時30分	
	議 題	可否
(報告事項)		
1 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について 2 催物の後援・推薦に係る実績報告について 3 学校給食費の未納対策について 4 「第63回瀬戸地方近郊駅伝大会」及び「Green City Cup 第4回瀬戸市小学生駅伝大会」の結果について 5 平成27年成人式について		
(議 案)		
第1号議案 平成27年度 全国学力・学習状況調査の参加について 第2号議案 瀬戸市いじめ防止基本方針の策定について		可 可
(その他)		
1 日程 2 他市（多治見市）に通う生徒の通学方法について 3 NIHONGO スピーチコンテストについて		

	<p>開会 午後1時45分</p> <p>委員長から傍聴者に対して注意事項の説明があった。</p> <p>12月定例教育委員会会議録（要旨）の承認を受けた。</p> <p>(報告事項)</p> <p>1 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について 学校教育課長から、審査結果報告書に基づき、1「第32回東海選抜高等学校ギター・マンドリンフェスティバル（東海大会）」はじめ4件について、催物の審査結果報告があった。</p>
加藤高明 委員	結構な事ですが、「ギター・マンドリンフェスティバル（東海大会）」は、毎年ここでやっているのでしょうか。
学校 教育 課長	持ち回りでやっており、毎年会場は変わっています。
加藤雅人 委員	7番ですが、多くの方が入場されましたか、どのような内容だったのでしょうか。
学校 教育 課長	和太鼓を使った舞台パフォーマンスを行い、全国ツアーような形でまわっております。瀬戸市では初となります。
加藤雅人 委員	どこの地域の方ですか。
学校 教育 課長	代表者の方は奈良県の方でございます。規約もございますが、特に地域的な要件は書いてございません。
加藤高明 委員	3 学校給食費の未納対策について 学校教育課長から、資料に基づき、学校給食費の未納対策について、就学援助対象者の保護者の同意を得て、就学援助費を直接学校に振り込むなどを行っている。法的措置も行っているが、一部納付で未納が残る状況にあり、強制執行も考えているが、既に税などの滞納のある方が中心となっており、給食費への徴収が難しく、学校の協力を得ながら就学援助費の活用等を図りつつ現年度の未納額を極力なくす努力をしている旨の報告がなされた。
学校 教育 課専門員	しっかりと未納の方にも納めていただくようお願いします。4月にあった過年度分の450万が315万となり、相当努力しておられる感じますが、5月の市長名による支払督促状と2月の支払い督促状の取り組み方として、5月と2月の関係はどうに受け止めればいいのでしょうか。
加藤高明 委員	5月の督促につきましては、過年度分が落ちた後に督促して納付をお願いしたところでございます。一部納付がありますが、滞っている方や今年度分が増えている方もございまして、2月は現年度もあわせて督促を徹底したいと考えております。
	就学援助費を11月に給食費に充当して減っているのが今年度で240万になって

	いますが、3月にもまた減ることが見込まれますが、どのような感じですか。
学校教育課長	表のとおり7月、12月、3月とグラフで未納額が少なくなっていますが、それが就学援助費を充当した結果であります。
加藤高明委員	例年1月から2月にかけて減っていますが、同じようなことが今年も起こるとみればよろしいでしょうか。
学校教育課長	傾向としては同じですので、今年度もそのように予想しています。
加藤高明委員	11月がものすごく下がっているので、もっと下がるという事はどうでしょうか。
学校教育課長	就学援助費は、11月分で納める学校と12月分で納める学校がありますので、1ヶ月ずれることがありますので、12月はどんどん下がるということはないと思っております。
加藤雅人委員	法的措置はどのようにされていますか。前にやってみえましたが、その後今までやっておられるか伺います。
学校教育課長	平成22・23・24年度に法的措置を行いました。法的措置をとったおかげでほとんどの世帯から、額はいろいろですが、納付があったので成果があったと考えております。25年度26年度は滞納が大きい世帯には既に法的措置を行っている状況で二の足を踏んだところもございますが、法的措置は必要であるので、平成25年分を早急に法的措置にもっていきたいと考えております。
加藤雅人委員	回収が悪くなるといけないので、是非とも必ず続けていただきたいと思います。
松本委員	感想と要望ですが、何とか毎年度よりずっと低いラインなので新記録を出したいと思います。また、全体の割合が見にくくなつたようですが、未納の世帯が全体の何%あるか推移があるといいと思いますが。
学校教育課長	4ページの表は人数が毎月変動するので出しておりませんので、年度末で言いますと452万の未納者実数202名の方で、割合としては2%です。
松本委員	給食費を納付する人の2%が未納であるということでしょうか。
学校教育課長	その通りでございます。
委員長	この給食費の事は2回に渡りけつこう長時間議論しています。多分子どたちの事なのに、大人の事で不公平感があると感じるからなのかなと思います。今回は新しい資料を出していただき、解りやすくなり、ありがとうございました。
	4 「第63回瀬戸地方近郊駅伝大会」及び「Green City Cup 第4回瀬戸市小学生駅伝大会」の結果について 交流学び課長から、資料に基づき、「第63回瀬戸地方近郊駅伝大会」及び「Green City Cup 第4回瀬戸市小学生駅伝大会」について、258チームの参加があった。残念な事として、男子2部で2チームの棄権、また重複し違うチームで走り、尚且つ共に区間賞を取られた方があった。瀬戸のローカルルールとして、多くのチームに出場していただきたい為、補欠を含め重複の登録は認め

	<p>ているが、重複したチームで走ることは認めていないため、失格となつた。57回から中心市街地で開催しているが、大会運営上は厳しい状況になっている。市内は78チームで30%程となっており、市外の参加が多い結果となっている</p> <p>小学生駅伝は、50チーム弱の参加があり、青年会議所や教職員の方に協力を得ての大会運営で、選手以外で、警察も含め680名が大会運営者としてかかわる中での運営となっている旨の報告がなされた。</p>
加藤智子委員	小学生駅伝の方で、朝日町の辺りの曲がり角で、間違えた子どもがいました。走る子どもに対して前もってコース案内を各学校の先生はしてみえるのでしょうか。
学校教育課主幹	引率者が事前の説明は必ずしております。その上で本番何かの都合でそういうことが起こったと思われます。
加藤智子委員	一番に走っていた子が間違えてしまったので、遅くなってしまったという事で、走路員の方もしっかりとやってみえると思うのですが、まだ最近できた駅伝なので、その辺りを気をつければ、子どももしっかりと走れると思いました。
学校教育課主幹	毎年出場する子どもは変わってくる場合が多いと思いますので、毎年徹底が必要かと思います。
	5 平成27年成人式について
	地域活動支援室長から、資料に基づき、平成27年成人式について、新成人や先輩に意見をもらい地元公民館や地域交流センターが企画して実施。15会場中10会場で講師を呼び開催された。参加者1395人で昨年比7.6ポイント増加した旨報告がなされた。
松本委員	この講演の報告は決定で出されましたか。というのも水野の成人式に参加させていただきましたが、その際講師の方の講演がなかったのですが、ここにはあるという報告になっています。
地域活動支援室長	この件につきましては、事後報告はまだなく、資料の締切がございましたので、公民館がエントリーしている講演・演者ということでございますので、改めて確認していきたいと考えております。
委員長	また確認をよろしくお願いします。
学校教育課長	(議案) 第1号議案 「平成27年度 全国学力・学習状況調査の参加について」を上程 学校教育課主幹(指導)より、平成27年度 全国学力・学習状況調査について、文部科学省から小学校6年生及び中学校3年生の全児童生徒を対象で、国語、算数(数学)、理科の3教科で4月21日に行われる旨の説明があった。
加藤高明委員	文部科学省事務次官の通知で、「誤った解釈がなされないよう記載内容をより一層明確化」とありますが、どんな事がこれまでにあったのかわかりますか。
学校教育課主幹	おそらく推測で申し訳ありません。公開の事が主なことかと思います。
委員長	ご意見、ご質問はありませんか。なければ採決します。原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>異議なし。(全員挙手)</p> <p><審議の結果、原案どおり承認する></p> <p>第2号議案 「瀬戸市いじめ防止基本方針の策定について」を上程</p> <p>学校教育課長から、資料をもとに、瀬戸市いじめ防止基本方針の策定について説明がなされた。いじめの未然防止や早期発見に努めて、学校だけでなく地域や社会全体でいじめ防止に取り組むこと。重大事態に対しては教育委員会だけでなく市として事実解明や再発防止に取り組むこと。本市は「瀬戸市いじめ・不登校対策推進協議会」という既存の組織を中心として、「いじめ問題対策連絡協議会」と「校内のいじめ対策委員会」の三者が相互に連携を図りながらいじめ防止を図っていくという体制を確立していく。Q-Uテストについても引き続き研究を進め、より良い学級づくりや個人の問題等の早期発見に使いたいと考えている旨の説明がなされた。</p>
加藤高明 委員	早期発見なり、子どもたちの意識も大事なので、早期発見よりも前の段階というところで5ページ5の広報・啓発活動とありますが、なるべく幅広にしっかりとこういうことを取り組んでいくことが必要だと思いますのでよろしくお願ひします。具体的に予定していることがあれば教えてください。
学校教育課主幹	現在行っており今後も予定しているという意味になりますが、極端にいえば、学校での活動全般でこの指導があるという意識で取り組んでおります。具体的には道徳の授業の充実はもちろんですが、「SST」という人とのかかわり方、意思疎通が下手な事が原因になるという事も非常に多いので、上手に関われるようスキルアップを図っていくような実践的な事を学校で日常的に取り組んでおります。
加藤高明 委員	「SST」について、もう少し具体的に説明をお願いします。何の略ですか。
学校教育課主幹	ソーシャル・スキル・トレーニングです。例えば、先生からプリントが配布され、前の列の子が後ろの子に渡す際に、「どうぞ」と一言言しながら渡すなどです。単純な事ではこのような事です。
加藤高明 委員	別のいい方をすると、人として当然行わなければいけないような社会の中でコミュニケーション取る上でのベースになるような話をきちんとやっていくという理解でよろしいですか。
学校教育課主幹	その通りでございます。
委 員 長	ご意見、ご質問はありませんか。なければ採決します。原案どおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。 異議なし。(全員挙手)
	<審議の結果、原案どおり承認する>
	(その他)
	1　日程について 学校教育課長より、平成27年2月定例教育委員会日程表について説明がなされた。

	<p>2 他市（多治見市）に通う生徒の通学方法について</p> <p>学校教育課主幹より、下半田川辺りの子どもは多治見市の南ヶ丘中学校には徒歩で通学。約1時間かかるが、国道248号や山の中を歩いて品野中学校に通うことはできない。また、東濃鉄道のバスが走っているため、多治見の高校へ進学を視野に入れ、必然的に多治見の中学校を選ぶ旨の報告がなされた。</p>
加藤高明委員 学校教育課主幹	東濃鉄道のバスは、中学校へは使ってはいけないのですか。
加藤高明委員	地理的な難しい状況がある中で、徒歩で1時間かかるのは今の時勢では大変だと思いますので、幅広に前向きな改良も検討いただきますようお願いします。
加藤雅人委員	<p>3 NIHONGOスピーチコンテストについて</p> <p>NIHONGOスピーチコンテストは、教育委員会が後援をしていると思いますが、教育長の来賓や審査員としての参加は考えておられますか。そういう配慮はございますか。</p>
交流学び課長	国際センターの事業になっておりまして、市長にも今の所で出番はありません。今年度につきましては、今のところございません。
加藤雅人委員	後援をしているのですから、やはり教育委員会としての教育長が審査員の中に入ってもいいのではないかと思うのですが、人数が少ないようなので、何とか多くするにはそういう人にも来賓として入っていただき、まき込んでいくようなことを考えてやられた方がいいのではないかと思います。今年は駄目かもしれませんのが要望として考えていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
交流学び課長	今年度から初めて小中学生のお子さんにもスピーチコンテストに出ていただきたいとご案内させていただきました。瀬戸蔵つばきボールの会場ですが、外国の方が日本語を話すのも、舞台自体も非常に敷居が高いというご意見もいただいている中です。今年度一度やってみて今後課題などを整理していきながら今後どのような大会にしていくか、いただきました意見も含め検討させていただきたいと思います。
教育長 委員長	<p>当日出席しますので、様子を見てきます。 (加藤雅人委員、加藤高明委員も参加を表明)</p> <p>私は案内をいただいているので、参加します。</p>
	閉会 午後2時30分
	<p>委員長 水野敬雄</p> <p>教育長 清見和博</p>

瀬戸市教育委員会告示第1号

瀬戸市教育委員会1月定例会を次のとおり招集する。

平成27年1月6日

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

1 日 時 平成27年1月14日（水）午後1時45分

2 場 所 瀬戸市学校給食センター 会議室

3 付議事件

議案

（1）平成27年度全国学力・学習状況調査の参加について

（2）瀬戸市いじめ防止基本方針の策定について

瀬戸市教育委員会 1月定例会

1 報 告

- (1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について (学校教育課長)
- (2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について (学校教育課長)
- (3) 学校給食費の未納対策について (学校教育課長)
- (4) 「第63回瀬戸地方近郊駅伝大会」及び「Green City Cup 第4回瀬戸市小学生駅伝大会」の結果について (交流学び課長)
- (5) 平成27年成人式について (地域活動支援室長)

2 議 案

- 第1号議案 平成27年度 全国学力・学習状況調査の参加について (学校教育課主幹)
- 第2号議案 瀬戸市いじめ防止基本方針の策定について (学校教育課長)

3 そ の 他

催物の後援・推薦に係る審査結果報告書

NO	申請受付年月日	主催者(申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物内容等	申請区分	入場料等	許可年月日 (整理番号)
1	平成26年12月9日	全日本高等学校ギター・マンドリン音楽振興会 東海支部長 飯野 博文 (愛知淑徳高等学校内)	第32回東海選抜高等学校ギター・マンドリンフェスティバル (東海大会)	瀬戸市文化センター 平成27年2月11日(水)	東海4県より選抜されたギター・マンドリン部の活動の交流と レベルの向上を図る。 平成27年度全国高等学校ギター・マンドリンコンクール全国 大会の出場予選。	後援	入場料 参加料(各団体) 33,000円	平成26年12月10日許可 (26-2065-67)
2	平成26年12月15日	書道研究飛墨会 伊藤 苛石 (瀬戸市)	飛墨会新春書初条幅展	瀬戸市文化センター 平成27年2月6日(金)～ 2月8日(日)	新春にちなんだ題材で小中學・高校生・一般大今まで参加し、 書道文化の普及、生涯学習の推進に役立つことを趣旨とする。 テーマ干支“未” 勅題“本”にちなんだ作品及び新春らしい 寿ぎの言葉を題材に約90点の書初作品予定。	後援	入場料 参加料	平成26年12月17日許可 (26-2117-68)
3	平成26年12月15日	特定非営利活動法人 フィール・ザ・ワールド 平松 貴美子 (長久手市)	スプリングデイスクール	キッズインターナショナル スクール 平成27年3月25日(水)	「まるるっと一日えいごの日」をテーマに様々な遊びをすべて英 語で行い、楽しく英語を学ぶと共に異文化理解を深めます。	後援	入場料 参加料(会員 7,560円 一般 8,640円)	平成26年12月17日許可 (26-2121-69)
4	平成26年12月16日	瀬戸市公民館協議会 会長 加藤 和守 (瀬戸市)	瀬戸市公民館作品展 (同時開催) 舞台発表会・瀬戸市公民館大会	瀬戸蔵 平成27年2月28日(土) ～平成27年3月1日(日)	公民館における生涯学習では、音楽、芸術、文学等様々な 分野にわたり市民が積極的に活動を行っている。公民館での 生涯学習活動を周知し、自分の住んでいる地域に身近な公民館 があること、生涯学習の大切さ、楽しさを多くの市民にPRし ます。また、公民館運営に長年ご尽力いただいた方に、市長、 教育委員長から表彰を行い、記念講演会を開催します。	後援	入場料 参加料	平成26年12月22日許可 (26-2126-70)

催物の後援・推薦に係る実績報告書

No	報告受付年月日	報告区分	主催者(申請者)	催物名	会場・開催期間等	催物の実績等	後援・推薦の効果等
1	12月1日 (26-1316-42)	後援	ペラアートせと実行委員会 大秋 勝	パラアートせと展2014	パルティせと 交流ひろば 平成26年11月9日(日) ~11月22日(土)	参加人員 グループ2 出展者36人 担当者18人 入場人員 1,800人	後援を得たことで、地域の皆様に来場いただき、障がい者の活動の取組みを理解していただくことができました。 各所にポスターやチラシを掲示し、より多くの方にPRでき、効果があつた。 多くの障がい者及び保護者の理解が得られた。
2	12月4日 (26-1139-37)	後援	瀬戸ライオンズクラブ 会長 鈴木 哲雄	瀬戸ライオンズクラブ結成55周年 記念事業 スギテツコンサート	瀬戸蔵 つばきホール 平成26年11月22日(土)	入場人員 348人	市内の小学生を対象に30名程度を募集しましたが、募集と同時に集まりました。入場者も数日で定員に達しました。 今後の青少年の健全育成に効果が大であると思います。
3	12月17日 (26-1472-50)	後援	古瀬戸吹奏楽団 馬鳴 博	古瀬戸吹奏楽団創立60周年記念演 奏会	瀬戸市文化センター 平成26年11月23日(日)	参加人数 120人 入場人員 700人	昨年に続き、今回も後援をいたいたした事により、各方面より多数のお客様にご来場を賜り、素晴らしい演奏会となりました。 団員一同感謝申し上げます。
4	12月19日 (26-672-20)	後援	全日本書友協会 久野 北崖	「公募」第55回青少年不良化防止と 交通安全に関する字句防犯書展	せとしんギャラリーひまわり 平成26年11月23日(日) ~24日(月)	参加人数 800人 入場人員 1,000人	催物名の事項について、書の普及に寄与し、個人の書への向上に貢献し、家族、友人と来場していただくことで社会的に良い効果であったと思われます。
5	12月17日 (26-1280-44)	後援	三味線家～Shamisen-ya～ 代表 塙上 里枝	2014三味線家事業 第6回 噛っ子民謡のど自慢シン・ト ン・シャン バック・トウ・ザ・ニッポン ～未来の世に日本の心を唄い継ごう～	やすらぎ会館 3階 平成26年11月30日(日)	参加人数 21人 入場人員 150人	古くから唄い継がれた日本の民謡を、今後も唄い継いでいく文化とするために、広く多くの方に聞いていただくことを掲げており、特にそのためには子ども世代に触れていたただくことが大切と考えています。そこで、子どもとの文化教育という観点で事業内容を組立て、一般公募の上、参加者を集めました。その際に、私たちにとって安心して子どもたちを出場させることができたときがあります。また本年の「せとのうた」歌詞の募集事業でも全国から幅広く応募があるなど、教育委員会から後援は心強く感じることができました。さらに本事業は子どもたちの文化教育としてもその一端を担うことと自負しておりますが、そこに教育委員会の後援は必要不可欠と考えています。
6	12月17日 (26-1600-54)	後援	瀬戸メサイア合唱団 岩波 健夫	瀬戸メサイア合唱団 第15回 チャリティコンサート	瀬戸市文化センター 平成26年12月7日(日)	参加人数 51人 入場人員 400人	瀬戸市の地域住民に、文化交流の意義を広めるため、高い関心を持つていただく事が出来、このチャリティコンサートの信頼度を高めた。 そして皆様から多くの募金をいただき、それを瀬戸市社会福祉協議会と、中日新聞社を通して自然災害の被災地復興支援として寄付することができた。

催物の後援・推薦に係る実績報告書

No	報告受付年月日	報告区分	主催者（申請者）	催物名	会場・開催期間等	催物の実績等	後援・推薦の効果等
7	12月24日 (25-213-65)	後援	僕YAMATO日本ツアーアイゼン委員会 小川正晃	僕20周年記念コンサートツアー	瀬戸市文化センター 平成26年9月15日(月)	入場人員 1,182人	子どもさんからご年配の方まで、年齢層の広い方にご来場いただけたと思います。学校関係へ、チラシの配布にご協力いただきありがとうございました。集客率70%と沢山の方にご来場いただきました。また、皆様より好評をいただきました。瀬戸市での公演活動は初でスタート地点に立ったばかりです。今後とも活動を続けておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
8	12月26日 (26-1395-46)	後援	瀬戸市民オーケストラ運営委員会 古川信男	瀬戸市民オーケストラ 2014ふれあいコンサート	瀬戸市文化センター 平成26年11月30日(日)	参加人数 64人 入場人員 624人	親子でご来場いただいた方が何組かありました。当団には、小学生・中学生の子を持つ団員が多く、音楽教育委員会の後援名義を使用させていただき、当演奏会への広報に活用させていただきました。また、文化センターなどでの前売り販売が9枚、当日販売が40枚であり、当団員内だけでは広報できていなかった方々にもご来場いただきました。

学校給食費の未納対策について

<未納対策>

H26
3月

- ・学校給食費の未納対策として、各学校の教職員が未納のある保護者に対して、隨時、納付するよう督促を行っている。

<納付状況>

年度	未納額累計	未納者
～H24	2,251,385円	44人
H25	2,277,825円	179人
合計	4,529,210円	実質 202人

4月

- ・未納対策対象世帯を決定

未納額	未納者	未納世帯
3,465,737円	64人	45世帯

※ 上記のうち、滞納額が3万円以上を目安に、一部納付の有無や経済状況等を考慮のうえ決定

5月

- ・市長名による支払督促状を送付

未納額	未納者	未納世帯
2,655,766円	36人	23世帯

※ 上記のうち、一部納付や相談があつた者を除き決定

6月

- ・就学援助費を給食費に充当

区分	未納発生額	納付額	未納額累計
過年度	4,529,210円	563,411円	3,965,799円
現年度	897,640円	7,480円	890,160円
合計	5,426,850円	570,891円	4,855,959円

区分	未納発生額	納付額	未納額累計
過年度		166,478円	3,799,321円
現年度	1,418,520円	515,400円	1,793,280円
合計	1,418,520円	681,878円	5,592,601円

区分	未納発生額	納付額	未納額累計
過年度		217,480円	3,581,841円
現年度	1,038,800円	1,054,880円	1,777,200円
合計	1,038,800円	1,272,360円	5,359,041円

7月

区分	未納発生額	納付額	未納額累計
過年度		66,500円	3,515,341円
現年度	893,080円	640,560円	2,029,720円
合計	893,080円	707,060円	5,545,061円

9月

区分	未納発生額	納付額	未納額累計
過年度		124,164円	3,391,177円
現年度	1,341,960円	798,797円	2,572,883円
合計	1,341,960円	922,961円	5,964,060円

10月

- ・学校給食会による督促文書の送付

未納額	未納者	未納世帯
3,734,561円	72人	56世帯

※ 児童手当支給に合わせ納付を促す

区分	未納発生額	納付額	未納額累計
過年度		148,360円	3,242,817円
現年度	1,343,520円	799,840円	3,116,563円
合計	1,343,520円	948,200円	6,359,380円

11月

- ・就学援助費を給食費に充当

区分	未納発生額	納付額	未納額累計	未納者
過年度		85,960円	3,156,857円	80人
現年度	1,096,520円	1,802,738円	2,410,345円	
合計	1,096,520円	1,888,698円	5,567,202円	

12月

- ・学校給食会による督促文書の送付

未納額	未納者	未納世帯
1,637,134円	25人	22世帯

※ ボーナスに合わせ納付を促す

H27

2月

- ・市長名による支払督促状の送付

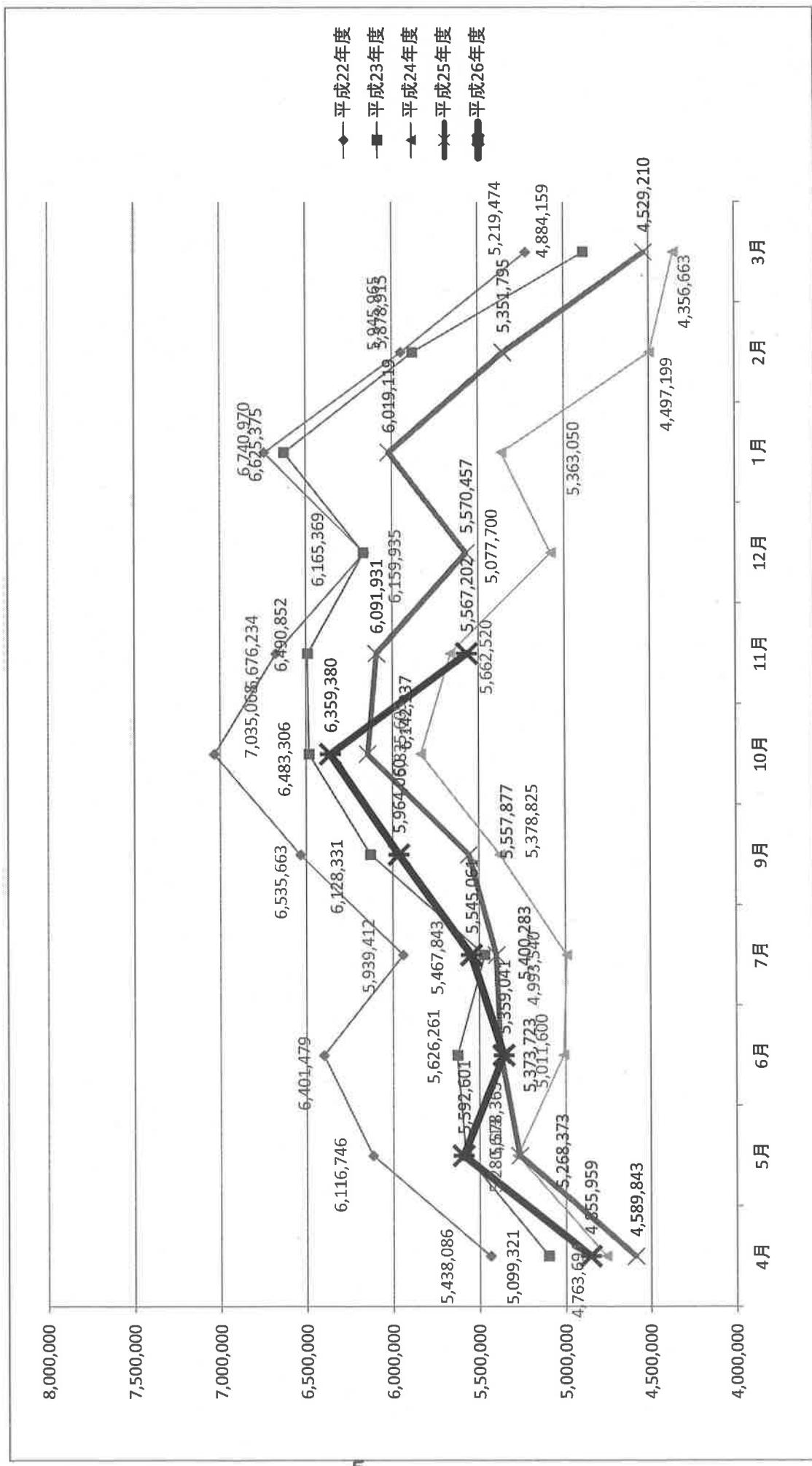
3月

- ・就学援助費を給食費に充当

1 未納給食費累計額(現年度+過年度)

(円)

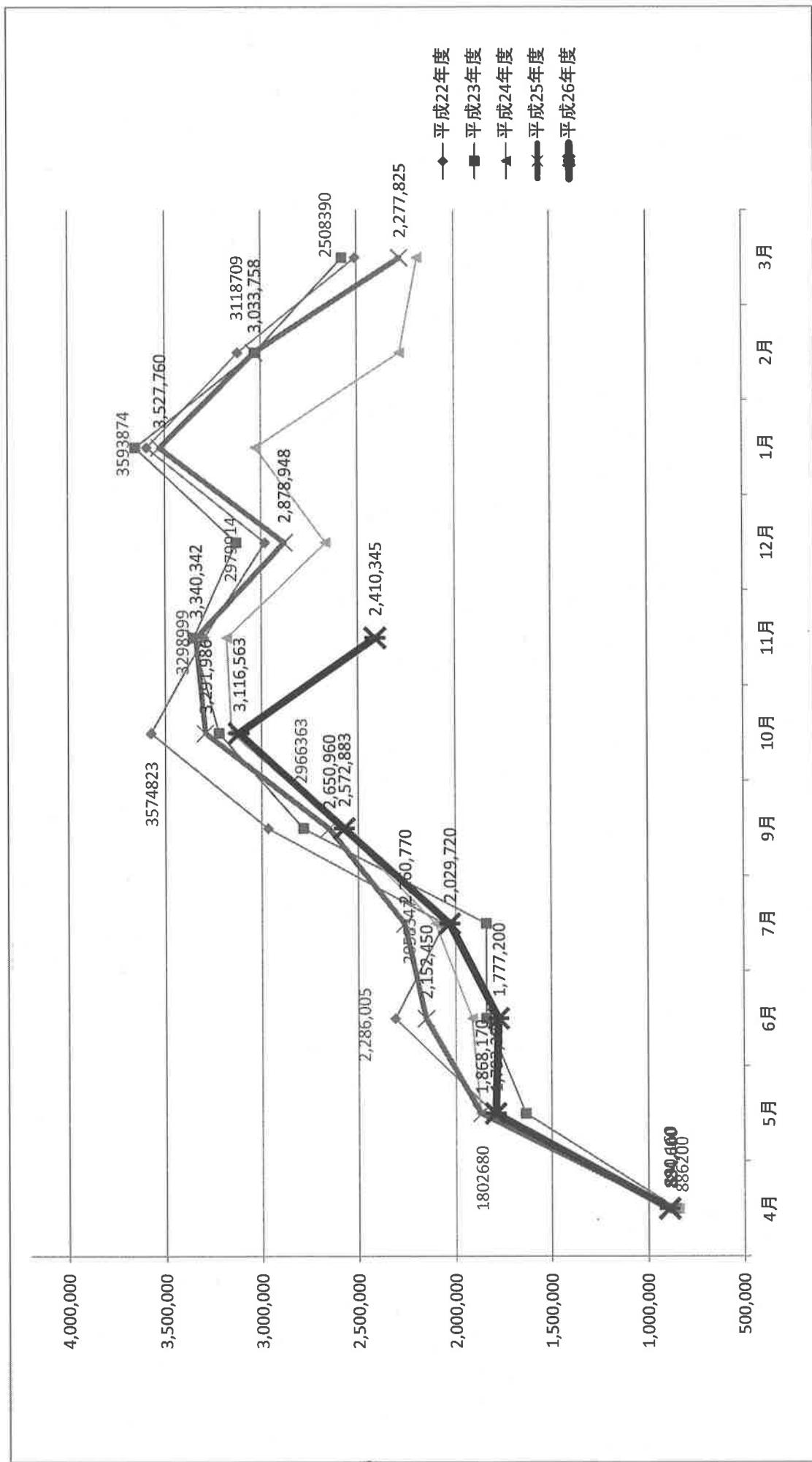
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	5,438,086	6,116,746	6,401,479	5,939,412	6,535,663	7,035,068	6,676,234	6,159,935	6,740,970	5,945,965	5,219,474
平成23年度	5,099,321	5,578,363	5,626,261	5,467,843	6,128,331	6,483,306	6,490,852	6,165,369	6,625,375	5,878,915	4,884,159
平成24年度	4,763,694	5,280,613	5,011,600	4,993,540	5,378,825	5,835,605	5,662,520	5,077,700	5,363,050	4,497,199	4,356,663
平成25年度	4,589,843	5,268,373	5,373,723	5,400,283	5,557,877	6,142,937	6,091,931	5,570,457	6,019,119	5,351,795	4,529,210
平成26年度	4,855,959	5,592,601	5,359,041	5,545,061	5,964,060	6,359,380	5,567,202	5,077,700	5,363,050	4,497,199	4,356,663



2 未納給食費累計額(現年度)

(万)

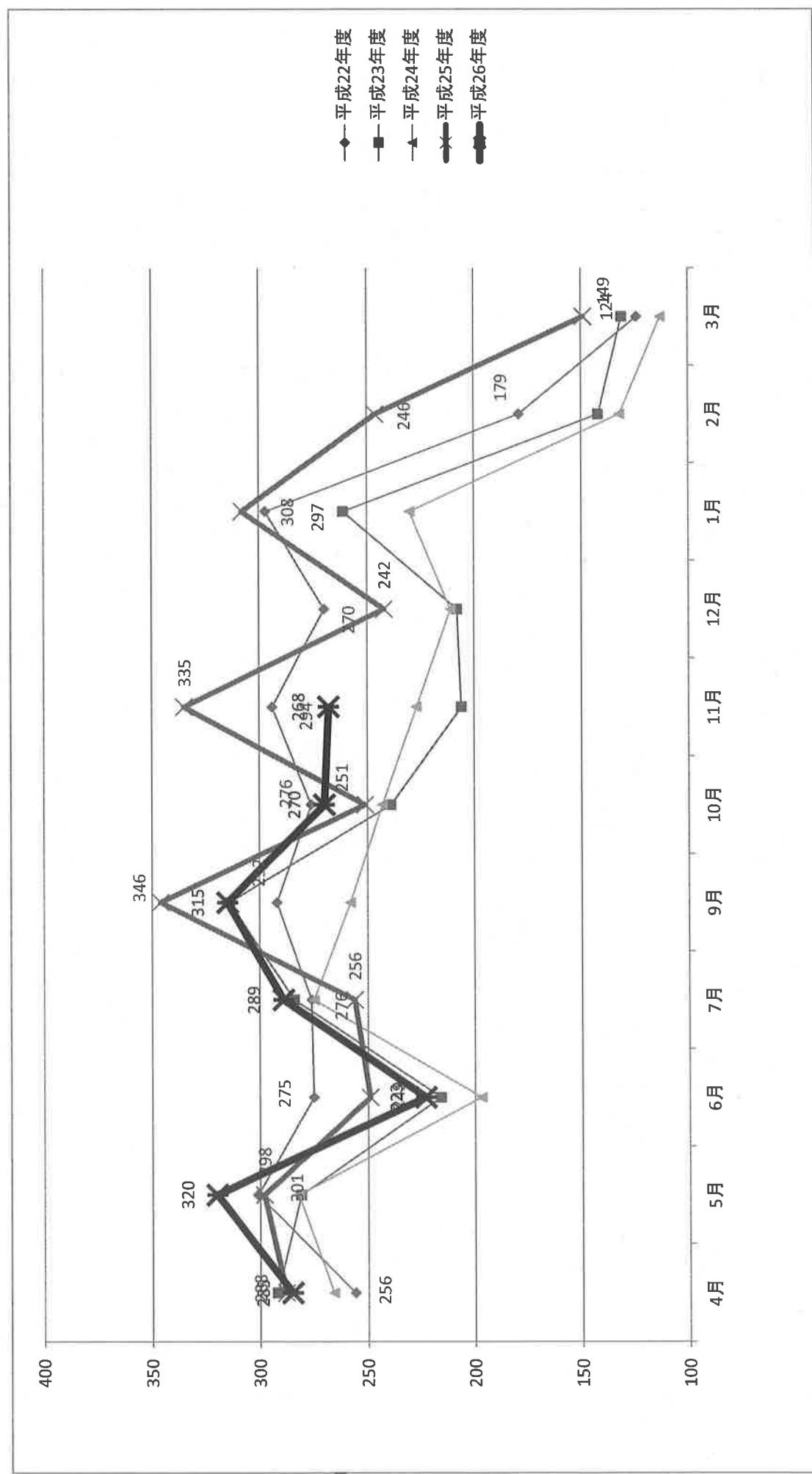
	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	886,200	1,802,680	2,311,153	2,058,347	2,966,363	3,574,823	3,298,999	2,979,914	3,593,874	3,118,709	2,508,390
平成23年度	854,160	1,635,440	1,839,560	1,840,412	2,783,240	3,220,520	3,353,734	3,128,931	3,652,263	3,030,873	2,576,215
平成24年度	842,720	1,869,480	1,914,520	2,102,060	2,577,340	3,155,100	3,178,740	2,664,320	3,027,350	2,280,621	2,188,778
平成25年度	884,600	1,868,170	2,152,450	2,260,770	2,650,960	3,291,986	3,340,342	2,878,948	3,527,760	3,033,758	2,277,825
平成26年度	890,160	1,793,280	1,777,200	2,029,720	2,572,883	3,116,563	2,410,345				



3 月毎未納者数(現年度、小学校+中学校)

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	256	301	275	276	292	276	294	270	297	179	179	124
平成23年度	292	281	216	284	314	239	206	208	261	142	142	131
平成24年度	266	282	197	275	258	243	227	211	230	132	132	113
平成25年度	288	298	249	256	346	251	335	242	308	246	246	149
平成26年度	285	320	223	289	315	270	268					



第63回瀬戸地方近郊駅伝走大会 成績結果 (参加申込チーム数: 267チーム、当日参加チーム数: 258チーム) 2014.12.14

総合成績	男子1部(25)	(20.3km)	男子2部(56)	(13.4km)	男子3部(46)	(20.3km)	一般女子の部(31)(13.4km)
優 勝	大学コンソーシアムせとA	1:02:58	大学コンソーシアムせとG	0:44:03	中京大中京A	1:02:56	中京大中京A 0:47:31
第2位	TPAC A	1:03:00	ウインドアップB	0:45:05	刈谷高校A	1:03:04	愛知高校A 0:49:44
第3位	愛知学院大学A	1:04:28	東栄鍼灸接骨院	0:45:07	愛知黎明高校A	1:03:30	愛知黎明高校B 0:50:01
第4位	ウインドアップA	1:04:32	三好走ろう会A	0:47:26	愛工大名電高校A	1:03:35	愛知黎明高校A 0:50:54
第5位	TPAC B	1:06:34	東郷AC-B	0:47:27	惟信高校A	1:05:32	愛工大名電高校 0:51:22
第6位	名古屋市役所A	1:07:37	おやじ俱乐部	0:49:14	愛知高校A	1:05:42	愛知高校B 0:51:41

区間成績	男子1部			男子2部			男子3部			一般女子の部		
第1区	ウインドアップA 川畠 憲三	0:14:28 (4.6km)	東栄鍼灸接骨院 桂川 陽介	0:11:27 (3.4km)	中京大中京A 櫻井 亮也	0:14:31 (4.6km)	中京大中京A 神谷 もも	0:12:46 (3.4km)				
第2区	大学コンソーシアムせとA 吉田 新規	0:05:21 (1.8km)	大学コンソーシアムせとG 寺田 彰吾	0:05:45 (1.8km)	中京大中京A 服部 潤哉	0:05:08 (1.8km)	中京大中京A 水野 桃奈	0:06:24 (1.8km)				
第3区	大学コンソーシアムせとA 石川 竜治	0:13:19 (4.4km)	東栄鍼灸接骨院 山内 康平	0:14:49 (4.6km)	愛工大名電高校A 大川 隼平	0:12:55 (4.4km)	中京大中京A 潮田 小波	0:16:15 (4.6km)				
第4区	TPAC A 岡田 明輝	0:18:31 (5.9km)	東栄鍼灸接骨院 酒井 浩	0:11:07 (3.6km)	刈谷高校A 原嶋 溪	0:18:30 (5.9km)	中京大中京A 木村 由佳	0:12:06 (3.6km)				
第5区	愛知学院大学A 滝川 一興	0:10:29 (3.6km)			中京大中京A 平野 善之	0:10:21 (3.6km)						

総合成績	中学男子の部(67)	(13.4km)	中学女子の部(33)	(13.4km)
優 勝	逢妻中A	0:44:38	東郷AC	0:50:50
第2位	猿投台中A	0:45:29	美川中学校A	0:51:22
第3位	逢妻中B	0:46:19	聖星中学校A	0:51:34
第4位	美川中学校C	0:46:23	なんちゅうコッタ!!	0:51:38
第5位	三好中学校A	0:47:11	三好中学校	0:53:43
第6位	美川中学校A	0:47:24	扇台	0:54:37

区間成績	中学男子の部	中学女子の部
第1区	逢妻中A 前田 陸	0:11:30 (3.4km)
第2区	逢妻中A 永田 康耀	0:05:56 (1.8km)
第3区	猿投台中A 大上 哲麻	0:14:40 (4.6km)
第4区	逢妻中A 伊藤 巧磨	0:11:18 (3.6km)
		聖星中学校A 池尾 肇衣
		0:13:08 (3.4km)
		なんちゅうコッタ!!
		0:06:43 猿渡 まいこ
		0:16:41 藤中 佑美
		(4.6km)
		東郷AC 吉田 彩乃
		0:13:01 (3.6km)

Green City Cup 第4回瀬戸市小学生駅伝大会 順位表

男子

順位	チーム名
1	19 マシック
2	27 穂山S4
3	11 瀬戸FC U-11
4	20 瀬戸陸
5	12 品野ミニバスケットクラブ
6	31 Able
7	1 瀬戸リトルリーグ
8	18 西陵少年野球クラブ
9	3 東山BBC6
10	14 嶽山東小学校A
11	21 陶原少年野球クラブ
12	15 嶽山東小学校B
13	28 アンパンマン
14	17 SHI・TA・KE
15	32 下小ビクトリーA
16	30 トルネード
17	2 プロングホーン
18	13 ミラクル
19	16 嶽山東小学校C
20	22 西陵男子籠球団
21	23 ブルースカイランナーズ
22	24 牛
23	29 ぱいきんまん
24	10 チーム ビスコ
25	26 キューティーハニー
26	8 弱くても勝てます
27	9 嶽西ボンバージュニア
28	33 下小ビクトリーB
29	25 オールジャパン
30	7 エンドレス・ピクトリーズ

女子

順位	チーム名
1	113 テーシーサーイ5
2	114 西陵バスケ部 Aガールズ
3	115 西陵バスケ部 Bガールズ
4	108 キヤンディーLOVE
5	104 スマイルバスケ
6	102 ガールズレンジャー
7	116 西陵バスケ部 Cガールズ
8	103 DFH
9	105 東山スターズ
10	107 TEAMあまちゃん
11	111 ポイントガール
12	110 東 YAMA 6
13	112 GOGO！五年生
14	117 アリス
15	101 瀬戸柔道会(女子)

平成27年1月11日(日) 成人式一覧表

	会場	演題	講師	開始時間	男	女	合計
陶原	陶原公民館	なし	なし	10:30	56人	52人	108人
深川	深川小学校体育館	働くということ	祖東中学校教諭 堀口 小柳	10:30	3人	12人	15人
道泉	道泉地域交流センター	出会い	恩師 アキヲ 山中 竜貴	13:30	24人	18人	42人
祖母懷	文化センター 31会議室	記念演奏	琴、三弦奏者 加藤 淳子	10:30	14人	12人	26人
古瀬戸					17人	21人	38人
東明					15人	17人	32人
效範	效範小学校体育館	なし	なし	10:30	95人	100人	195人
長根	長根公民館	記念講演	恩師 大高 和人	10:30	60人	43人	103人
瀬戸	瀬戸信用金庫 せとじんエンゼルホール	記念演奏 記念講演	「ピックバンド」による演奏 水南公民館長 矢野桂子	10:30	64人	73人	137人
水野	水野公民館	記念講演	小学校教師 佐藤 直樹	10:30	37人	39人	76人
山口	山口公民館	記念講演	株式会社 ヨミカケーション 代表取締役 山田 千穂子	10:30	69人	48人	117人
幡山	幡山西小学校体育館	なし	なし	10:30	94人	83人	177人
下品野	下品野ふれあい会館	懇親会・茶話会	恩師	10:30	39人	28人	67人
品野台	品野台地域交流センター	「成人者との思い出」	恩師 鯨住 英史	10:30	16人	18人	34人
掛川	掛川小学校体育館	無駄だと思うこと一つ一つ は全て今、未来に繋がる	菅地 平波	10:00	3人	1人	4人
原山				10:30	15人	16人	31人
萩山	斐野センタービル	なし			21人	22人	43人
八幡					10:30	56人	52人
西陵	西陵地域交流センター	なし	なし		108人		
					720人	675人	1,395人
							合計

27年第1号議案

平成27年度全国学力・学習状況調査の参加について

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、平成27年度全国学力・学習状況調査が実施されるが、本市における今後の教育指導の充実や学習状況の改善に役立てるため、調査の趣旨に基づき、全小中学校が参加することとする。

平成27年1月14日提出

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

(理由)

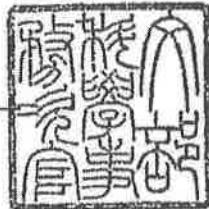
この案を提出するのは、平成27年度全国学力・学習状況調査に参加するに当たり、教育委員会の議決を求めるため必要があるからである。

(写)

26文科初第955号
平成26年12月9日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項 殿
の認定を受けた地方公共団体の長
附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学事務次官
山中伸



(印影印刷)

平成27年度全国学力・学習状況調査の実施について（通知）

文部科学省において、平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領（以下「本実施要領」という。）を別紙のとおり決定しましたので通知します。

本実施要領においては、平成26年度の調査に関する実施要領から、以下の点について変更しています。

- ・本調査の実施に係る職務権限は教育委員会にあることをより一層明確化
- ・実施要領の誤った解釈がなされないよう記載内容をより一層明確化
- ・平成27年度調査の教科に関する調査に、国語、算数・数学に加えて理科を実施することに伴う事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要です。さらに、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要です。これらを踏まえ、平成26年度の調査から、市町村教育委員会による個々の学校名を明らかにした調査結果の公表も可能とするなどの取扱いとしており、本実施要領においても同様の取扱いとしています。

また、平成25年度までの全国学力・学習状況調査の結果については、当該年度の調査に関する実施要領に基づいて取り扱うことが基本となります。ただし、本実施要領に基づ

き教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う際、経年比較による分析を行うため、過去の調査結果についても個々の学校名を明らかにして公表内容に含める必要がある場合は、当該年度の実施要領の趣旨を踏まえ、事前に当該学校と十分相談し、公表による教育上の影響等を確認した上で、教育委員会の責任と判断において公表することも可能とします。

については、都道府県教育委員会におかれでは域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び調査に関する所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれでは調査に関する所管の学校に対して、都道府県知事におかれでは調査に関する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは調査に関する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれでは調査に関する附属学校に対して、速やかに御周知いただくとともに、本実施要領を踏まえて、調査を円滑かつ確実に実施するため、特段の御理解と御協力をお願いします。

<本件担当>

初等中等教育局参事官付学力調査室

電話：03-5253-4111（内線3726）



平成27年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

平成26年12月9日
文部科学省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

平成27年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、中等教育学校第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていること

が望ましい知識・技能など（主として「知識」に関する問題）を中心とした出題

② 知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力などに関わる内容（主として「活用」に関する問題）を中心とした出題

（ウ）出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

（2）学校に対する質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

（1）児童生徒に対する調査

調査の実施日は、平成27年4月21日火曜日とする。

ア 小学校調査

（ア）教科に関する調査は、国語及び算数の主として「知識」に関する問題は合わせて1単位時間、国語及び算数の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い合わせ、1単位時間とする。

（イ）児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

（ア）教科に関する調査は、国語及び数学の主として「知識」に関する問題はそれぞれ1単位時間、国語及び数学の主として「活用」に関する問題はそれぞれ1単位時間とする。

また、理科の問題については、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に問い合わせ、1単位時間とする。

（イ）児童生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

（2）学校に対する質問紙調査

平成27年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙1のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙2・別紙3）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会、学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条（平成27年4月1日施行前は第23条）第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学のそれぞれ、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた四つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 理科については、

① 理科の問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

② 理科の問題のうち、主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題に分けた二つの区分ごとの平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(ウ) 都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校、児童生徒をそれぞれ単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ

(エ) 各教科の設問ごとの正答率等

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

(ウ) 学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の平均正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 調査結果の文部科学省による公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する(文部科学省による調査結果の公表体系は別紙4)。

ア 以下の(ア)から(ウ)までの区分に応じ、上記(1)ア及びイで示した結果

(ア) 国全体(国・公・私立学校全体の状況及び国・公・私立学校別の状況)

(イ) 都道府県ごと(公立学校全体の状況)

(ウ) 地域の規模等に応じたまとまりごと(「大都市」(政令指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における公立学校全体の状況)

イ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会、学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会に対しては、その設置管理する各学校の状況に関する調査結果、当該都道府県における公立学校全体の状況、域内の各市町村における公立学校全体の状況及び市町村が設置管理する各学校全体の状況に関する調査結果

(イ) 市町村教育委員会に対しては、当該市町村における公立学校全体の状況及びその設置管理する各学校の状況に関する調査結果

- (ウ) 学校に対しては、当該学校全体の状況、各学級及び各児童生徒に関する調査結果及び個人票
 - (エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果
- イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

- ア 各教育委員会、学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。
- イ 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- ウ 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
- エ 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会、学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村の状況及び市町村教育委員会が設置管理する学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合に限り、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名・学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村における公立学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

(ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

(エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に

併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。

- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
 - ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
 - ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。
- (オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

- (ア) 文部科学省は、調査結果のうち、公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。
- (イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、上記（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特に7. (5) ア (エ) を十分踏まえ、適切に対応する必要があること。

8. 調査実施に当たっての相談体制

- (1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。
- (2) 調査実施に当たっての市町村教育委員会、学校等からの問合せや調査問題の配達・回収状況の把握・確認等に対応するため、文部科学省が民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会、学校等における実施・活用体制等

調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

ア 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

イ 各学校においては、調査責任者及び担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

ウ 教育委員会、学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒、保護者等の関係者に周知すること。

エ 各教育委員会、学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

オ 各教育委員会、学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

カ 各教育委員会、学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受ける機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、関係機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

キ 各教育委員会、学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 各教育委員会、学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、それぞれが遵守すべき個人情報保護関係法令及び地方公共団体の定める条例に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情が生じた場合は、教育委員会、学校等の判断により、①当該学校について調査の実施そのものを見合せること、又は②当該学校における調査実施日を後日に変更することができる。なお、②の場合、全体の集計からは除外することとするが、教育委員会、学校等の求めに応じて、文部科学省は、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

① 国語及び算数：それぞれ1.5単位時間相当

② 理科 : 1 単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ2 単位時間相当

② 理科 : 1 単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字問題用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、速やかに、調査問題、正答例、問題趣旨、解答類型を公表する。

(8) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、平成27年2月頃に作成・配付する予定の調査マニュアルで示す。

27年第2号議案

瀬戸市いじめ防止基本方針の策定について

瀬戸市いじめ防止基本方針を次のとおり定めるものとする

平成27年1月14日提出

瀬戸市教育委員会

委員長 水野教雄

1 瀬戸市いじめ防止基本方針

別添のとおり

(理由)

この案を提出するのは、瀬戸市いじめ防止基本方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求めるため必要があるからである。

瀬戸市いじめ防止基本方針

(案)

平成27年1月
瀬戸市

目 次

はじめに	1
I いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
II いじめの定義等	2
III いじめの理解	3
IV 関係者の責務	3
1 いじめの未然防止	3
2 いじめの早期発見	4
3 いじめへの適切な対応	4
4 家庭や地域との連携	4
5 関係機関との連携	4
V 市としての取組	4
1 瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会	4
2 いじめの未然防止	5
3 いじめの早期発見	5
4 インターネットを介したいじめに対する対策の推進	5
5 広報・啓発活動	5
VI 学校としての取組	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	6
2 学校におけるいじめ防止等の組織の設置	6
VII 重大事態への対処	6
1 重大事態とは	6
2 学校及び教育委員会の対応	6
(ア) 重大事態が発生した場合	6
(イ) いじめが背景に疑われる自殺の調査における留意事項	7
(ウ) 調査結果の報告	7
3 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置	7
VIII その他の重要事項	7
瀬戸市いじめ問題への組織的な体制	8

【参考資料】

- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）【概要】」
(平成26年7月1日付け26文科初第416号で文部科学省初等中等教育局長通知)
- いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

はじめに

いじめは、子どもたちの心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命または身体に危険を生じさせる恐れのある許されない行為であります。

本市では、平成23年度にいじめ防止対策の根本的な見直しの必要性から、「いじめ・不登校対策推進協議会」を立ち上げ、また、平成24年度には、各学校に「いじめ・不登校対策委員」を新たに位置づけ、役割の明確化を図るとともに、いじめ防止に向けた様々な取組を行ってきました。

平成25年度には中学校ごとに委員会を開催し、小中学校の様々な取組を情報共有することによって、小小・小中・特別支援学校相互の連携を考える貴重な機会となりました。さらに、「学級集団アセスメント（Q-U）」を実施し、いじめの早期発見・早期対応に努め望ましい学級集団づくりに役立てています。

こうした中、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行されたことを受け、本市においても、法第12条の規定に基づき、これまでの取組を踏まえて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、瀬戸市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しました。この基本方針に従い、学校の内外を問わず、子どもたちが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に一層努めてまいります。

<教育の目標>

瀬戸市の教育基本理念

- ・すべての子どもたちが 「瀬戸で学んでよかったです」
- ・すべての親たちが「我が子を瀬戸で育ててよかったです」
- ・すべての市民が 「瀬戸で生きてよかったです」

生きぬく力の育成

- ・夢や希望を持ち、限りない努力をすること
- ・くじけたり逃げたりしない心の強さを持つこと
- ・思いやりを持ち、互いに支え合うことができるこ

いじめ不登校〇をめざして

- ～学校が大好き、自分が大好き、友だちが大好き～
- 「笑顔いっぱいの学級づくり」

本市では、いじめの対症療法だけでなく、特に、予防に力を入れていきます。すなわち、子どもたちの集団を根本から見直し、個人の存在を認めることができる指導体制が必要であると考えています。そのために、「自分が大切な存在」であると実感できる環境づくりや「一人一人が認め合い、互いに支え合う」ことが当たり前であるという社会集団づくりが大切であると考えています。

I いじめ防止等に関する基本的な考え方

本市は、法の基本理念の下、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、いじめをなくすための対策に、強い決意で取り組んでいきます。

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童生徒に関わる問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、

「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの適切な対応」に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくることが大切です。さらに、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組みを積極的に展開していきます。

いじめ防止対策推進法の基本理念

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するがないようにするために、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめの定義等

いじめの定義は、法第2条において規定されており、本市はこれを踏まえて取り組みます。

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要であると考えます。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めます。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、校内いじめ対策委員会を活用し、組織的に判断します。さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の

生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応を図ります。

III いじめの理解

いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援することが重要です。

そのため、学校にあっては、児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要です。学校は、常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要があります。

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」ものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、生命または身体に重大な危険を生じさせることができます。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったり、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気を形成することが重要です。

さらに、発達障害のある児童生徒や特別支援学校・特別支援学級に在籍している児童生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合があります。これらの児童生徒は、その特性から自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするため、いじめが発見されにくいことがあります。また、当該児童生徒自身が、相手が嫌がっているということ自体を理解しにくいこともあるため、十分に留意する必要があります。

IV 関係者の責務

「いじめの防止と指導に努め、児童生徒一人一人がかけがえのない存在である」という考え方に基づき、「いじめの早期発見・早期対応」の姿勢の下、「地域とともにある学校づくり」を進めるとともに、各関係者が連携して取組の充実を図ります。

1 いじめの未然防止

- 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通った人間関係を構築する能力を養うことが必要です。
- いじめの背景にあるいじめる側の心理状況を理解することも重要です。不安や葛藤、劣等感など、ストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要です。さらに、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要です。
- いじめ問題への取り組みの重要性について、市民全体に認識を広め、家庭、地域に

おいてもいじめを見逃さず、これを決して許さないとの強い姿勢で、学校が中心となり、社会全体としての取り組みを推進することが必要です。

2 いじめの早期発見

- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装つて行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さないことが必要です。
- いじめの早期発見のため、日頃から大人が子どもの話に耳を傾け、子どもがいじめについて、相談しやすい状況をつくることが必要です。さらに学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、いじめを早期に発見できる体制を整えるとともに、学校・家庭・地域が連携して子どもを見守ることが必要です。

3 いじめへの適切な対応

- 学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切な対応が行われるよう支援します。なお、問題が解決した後も継続的にいじめへの対処を行い、再発防止に努めることが重要です。
- いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないよう、学校全体で組織的に対応するとともに、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対応するよう指導します。
- 保護者は、市や学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して協力することが求められます。

4 家庭や地域との連携

- いじめ問題に関する理解を進め、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校・家庭・地域が連携して、「地域とともににある学校づくり」を推進し、その中で、いじめ防止のための共通理解を図り、いじめ問題について、連携して防止対策を講じます。

5 関係機関との連携

- いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることができない場合などは、瀬戸警察、家庭児童相談室、発達支援室、医療機関などの関係機関との連携を図るため、日頃から担当者間での情報交換を行い、連絡会議を開催します。

V 市としての取組

いじめの防止等については、市、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し、力を合わせて社会総ぐるみで対応します。

1 瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会

- いじめの防止等に関する機関・団体との連携を図るため、教育委員会・学校・スクールカウンセラー・適応指導教室・家庭児童相談室・発達支援室・瀬戸警察・学識経験者等（人権擁護委員・学校評議員等）を構成員とする「瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

※ 「瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会」は、「瀬戸市いじめ・不登校対策推進協議会」を母体とした組織で、法第14条第1項のいじめ問題対策連絡協議会に準じる会議に位置づけます。

- 「瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会」では、関係機関と連携していじめ問題への取組状況を検証・協議し、いじめ防止対策の一層の充実を図ります。
- 「瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会」での連携が、学校におけるいじめ防止等に活用されるよう必要な措置を講じます。
- 学校におけるいじめの防止等の対策が実効的に行われるよう、瀬戸市いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会との連携の下、「瀬戸市いじめ・不登校対策推進協議会」が、その役割を担います。構成員は教育委員会・中学校ブロック別委員会代表・適応指導教室等とし、事務局を教育委員会学校教育課に置きます。

2 いじめの未然防止

- いじめの未然防止や対応等を図るため、児童生徒に対し「学級集団アセスメント（Q-U）」や教育相談を実施し、よりよい学校生活と友達づくりに活かします。
- 全ての児童生徒の豊かな情操と生命・人権を大切にする態度を養うために、道徳教育や体験活動等の推進を図ります。
- いじめ防止のための対策が適切に行われるよう、いじめを含む教育相談に応じるスクールカウンセラーの配置等を行います。

3 いじめの早期発見

- 各学校におけるいじめの実態把握や防止等のための取組について、最低月1回の報告を求め、取り組み状況等を点検するとともに、必要に応じて適切に指導・助言します。
- 「教育相談室 サンテレホン」等相談窓口を設置し、いじめに悩む子どもや保護者の相談に対応します。また、相談者の意向を踏まえ、問題解決に向けての対応を積極的に進めます。
- 研修等の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上に努めます。

4 インターネットを介したいじめに対する対策の推進

- 市は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育や教職員へのモラル講習を充実します。
- 市は、インターネットを通して行われるいじめへの対策として、問題となる情報を発見した場合には、学校と連携・協力して適切な対応を行います。

5 広報・啓発活動

- 市は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。
- 学校は、いじめ防止の重要性を意識させるために、毎年12月の人権週間に合わせ、「いじめゼロ・キャンペーン」の啓発活動に取り組みます。

VI 学校としての取組

学校は、いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題であることを踏まえ、法第13条に基づき「学校いじめ防止基本方針」を策定します。そして、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校の設置者、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- 学校は、「学校いじめ防止基本方針」に、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修等を定めます。
- 学校は、策定した基本方針について公開します。

2 学校におけるいじめ防止等の組織の設置

- 学校は、法第22条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「校内いじめ対策委員会」を設置します。構成員は、校長、教頭をはじめ該当教諭やスクールカウンセラー等で構成します。
- 学校は、小小・小中・特別支援学校相互の連携を図るために、「中学校ブロック別委員会」を開催し、内容・案件によりPTA・地域関係者等にも出席依頼します。

VII 重大事態への対処

1 重大事態とは

いじめ防止対策推進法 第28条第1項

第1号 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

第2号 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自殺を企図した場合、 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合、 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

※ 第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

2 学校及び教育委員会の対応

(ア) 重大事態が発生した場合

- 重大事態が発生した場合には、学校は教育委員会を通じて市長に、事態発生について報告します。
- 教育委員会は、事実関係の確認・原因の究明・事態への対処・再発防止のため、「瀬

戸市いじめ調査委員会」（法第28条第1項）を設置します。構成員は、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者とします。

- 濑戸市いじめ調査委員会は、調査の結果について教育委員会を通じて市長に報告します。
- 調査は、事実関係を明確にするための調査であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではありません。

(イ) いじめが背景に疑われる自殺の調査における留意事項

- 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成26年7月文部科学省通知「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」）を参考とします。
- 調査結果は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。

(ウ) 調査結果の報告

- 濑戸市いじめ調査委員会が行った調査は、教育委員会を通じて市長に報告します。
- いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、市長に提出します。

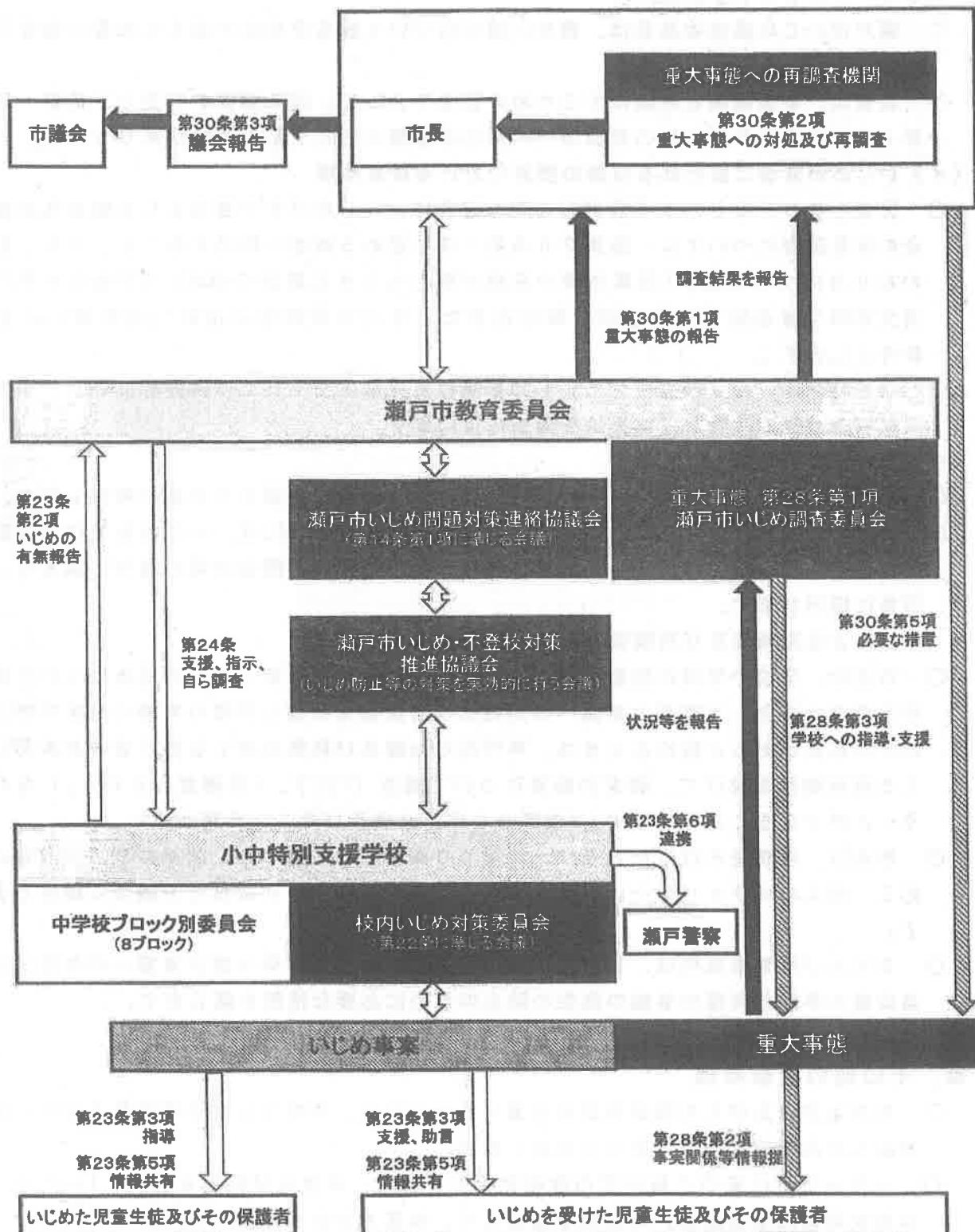
3 市長による再調査及び再調査を踏まえた措置

- 市長は、学校や学校の設置者が行った調査（法第28条第1項）の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関を設けて、調査の結果について調査（「以下、「再調査」という。）を行うことができることとします。（法第30条第2項及び第31条第2項）
- 市長は、再調査を行ったときは、法第30条第3項に基づき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を市議会に報告します。
- 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

VII その他の重要事項

- 市基本方針及びその取組状況を公表するとともに、学校における学校基本方針の取り組み状況を確認の上、併せて公表します。
- 市基本方針に基づく毎年度の取組状況をまとめ、点検及び評価を行い、「いじめ・不登校対策推進協議会」の意見を踏まえて、本基本方針を見直します。

【瀬戸市いじめ問題への組織的な体制】



※中学校ブロック別委員会（水無瀬・祖東・南山・本山・幡山・品野・光陵・水野の8ブロック）

（各種機関との連携：家児相、保育園、オアシス、主任児童委員、SC、ボランティア等）

いじめは学校教育だけで解決するものではない。家庭、地域全ての大人が子どもを見守り、導いていくものである。子ども【趣旨】もたちが居心地がよいという環境を地域ぐるみで作っていく。何かあったとき、チームで考え解決する、何かを始めるとき恵を貸してくれる。

平成27年2月 定例教育委員会日程表

月・日	曜日	件名
2・1	(日)	
2	月	
3	火	
4	水	
5	木	
6	金	
7	(土)	
8	(日)	
9	月	
10	火	
11	(水)	建国記念の日
12	木	定例会事前打合せ 午後1時30分～ 文化センター 3階32会議室 定例会 午後2時00分～ " 1階12会議室 全委員
13	金	
14	(土)	
15	(日)	
16	月	
17	火	
18	水	
19	木	第28回瀬戸市教育アクションプラン推進会議 午後3時00分～ 瀬戸市文化センター 3階31会議室 委員長・委員長職務代理・教育長・教育部長
20	金	
21	(土)	
22	(日)	
23	月	
24	火	
25	水	
26	木	
27	金	
28	土	平成27年度瀬戸市公民館大会 午後7時00分～ 瀬戸蔵 委員長

3月 5日 (木) 中学校卒業式

3月 11日 (水) 瀬戸特別支援学校 中学部・高等部卒業式

3月 11日 (水) 定例会事前打合せ 午後1時30分～ 文化センター 32会議室
定例教育委員会 午後2時00分～ " 12会議室

3月 12日 (木) 瀬戸特別支援学校 小学部卒業式

3月 12日 (木) 愛日地方教育事務協議会 午後2時00分～三の丸庁舎 (委員長・教育長)

3月 20日 (金) 小学校卒業式